

荒川区談合情報取扱要領

平成18年2月6日制定
(17荒経契第264号)
(助役決定)
令和7年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、荒川区談合情報取扱要綱（平成18年2月6日付け17荒経契第264号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、契約に係る談合情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(基本的な対応)

第2条 契約担当者（荒川区契約事務規則（昭和39年荒川区規則第8号）第2条第2項の契約担当者をいう。以下同じ。）等は、入札又は見積競争（以下「入札等」という。）に付そうとする契約案件に係る談合情報を受けた場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める対応を行うものとする。

- (1) 事務局への連絡 契約担当者は、当該情報の提供者の身元、氏名等を可能な限り確認の上、直ちに荒川区契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）の事務局に連絡する。この際、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲内で情報の出所を明らかにするよう要請すること。なお、新聞等の報道により談合に関する情報を把握した場合にも、審査委員会の事務局に連絡する。
- (2) 審査委員会への報告 審査委員会の事務局は、前号の規定により談合に関する情報の連絡を受けた場合には、当該情報の内容を談合情報報告書（別記第1号様式）にまとめ、審査委員会の委員長と協議の上、速やかに審査委員会を招集し、報告を行う。なお、審査委員会の事務局において、新聞等の報道により談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき談合情報報告書をまとめ、報告を行う。
- (3) 審査委員会の審議 審査委員会は、前号の規定により事務局からの報告を受けたときは、当該情報の信憑性等を勘案し、事情聴取等の調査が必要であるか否かについて審議する。
- (4) 公正取引委員会への連絡 契約担当者は、前号の規定による審査委員会の審議により事情聴取等の調査が必要であるとされた情報（以下「談合情報」という。）については、手続の各段階において、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ連絡する。
- (5) 報道機関等との対応 談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応等について説明を求められた場合は、管理部経理課長に窓口を一本化して対応する。また、談合情報については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会へ連絡している旨を明らかにするとともに、報道機関等との対応は、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意すること。

（談合情報の把握が入札等の執行前であるときの対応）

第3条 契約担当者は、談合情報の把握が入札等の執行前であるときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める対応を行うものとする。

- (1) 公正取引委員会への連絡 談合情報があつた旨を直ちに公正取引委員会へ談合情報報告書により連絡する。なお、追加的な談合情報があつた場合、入札等の取止めの決定又は入札等の無効の決定があつた場合には、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ連絡する。
 - (2) 事情聴取の実施 入札等に参加しようとする者（以下「入札等参加予定者」という。）全員に対して速やかに事情聴取を行う。事情聴取の結果は、事情聴取書（別記第2号様式）を作成し、その写しを公正取引委員会に送付すること。
- 2 契約担当者は、前項第2号の規定による事情聴取等の結果を受けて行われた審査委員会において、談合の事実があつたと認められ、審査委員会が入札等を執行すべきでないと判断した場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める対応を行うものとする。
- (1) 報告書の作成 審査委員会での審議を踏まえ、談合があると疑うに足りる事実を得た根拠内容等を談合疑義事実報告書（別記第3号様式）に取りまとめるとともに、当該入札等の執行を延期し、又は取止めるものとする。
 - (2) 公正取引委員会への連絡 談合疑義事実報告書により公正取引委員会へ速やかに連絡する。
 - (3) 積算内訳書の保管等 入札等の執行を延期した場合において、積算内訳書及び入札書又は見積書が提出されていた場合は、それらを保管するとともに、入札等を取り止めたときは、公正取引委員会への連絡に合わせてそれらの写しを提出する。
 - (4) 通達に基づく通知 工事請負契約にあっては、前2号の公正取引委員会への連絡について、要綱及び本要領の規定に基づくほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続について（平成15年3月10日付け国地契第94号、国官技第305号及び国営計第170号。以下「入札契約適正化法第10条に関する手続通達」という。）の規定による公正取引委員会への通知として行う。
- 3 契約担当者は、第1項第2号の事情聴取等の結果を受けて行われた審査委員会において、談合の事実があつたと認められない場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める対応を行うものとする。
- (1) 誓約書の徵取 すべての入札等参加予定者から誓約書を提出させるとともに、入札等の執行後、談合の事実が明らかになった場合は当該入札等を無効とする旨を明確に示した上で入札等を行う。また、誓約書は、その写しを公正取引委員会に送付する。
 - (2) 積算内訳書の徵取 入札等に際し、すべての入札等参加予定者から入札価格に係る積算内訳書を徵取する。この際、あらかじめ積算内訳書の提出を求めるとしていない入札等の場合であって、入札等参加予定者が積算内訳書を作成するための期間等を要すると認めるときは、入札等の日を延期して入札等を執行すること。なお、契約の内容、性質等により、積算内訳書の徵取を要しないと認められる相応の理由があるときは、積算内訳書を徵取せずに入札等を執行することができる。
 - (3) 積算内訳書の内容確認 工事請負契約について前号の規定により積算内訳書を徵取するときは、工事担当課の積算担当職員（当該工事の積算内容を把握している職員）が当該入札（見積競争による場合は、見積書の封かんされた封筒の開封）に立ち会うとともに、積算内訳書の内容を入念に確認する。

- (4) 積算内訳書の内容確認において談合の事実があったと認められた場合の対応 次条の規定により対応する。
- (5) 公正取引委員会への連絡 入札等終了後に、入札等の経過を記載した調書（以下「開札経過調書」という。）の写しを公正取引委員会へ送付する。

（談合情報の把握が入札等執行後であるときの対応）

第4条 契約担当者は、談合情報の把握が入札等執行後であるときは、入札等の後においては落札者又は契約候補者及び落札金額、決定金額等の入札等の結果が公表されていることに留意して対応するものとする。

2 談合情報を把握したのが契約締結以前の場合にあっては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める対応を行うものとする。

- (1) 公正取引委員会への連絡 談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ談合情報報告書により連絡し、併せて開札経過調書の写しを送付する。なお、追加的に談合に関する情報又は入札等の無効の決定があった場合には、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ連絡する。

- (2) 事情聴取の実施 入札等を行った者（以下「入札等参加者」という。）全員に対して速やかに事情聴取を行う。事情聴取の結果は、事情聴取書を作成し、その写しを公正取引委員会に送付する。

3 契約担当者は、前項第2号の事情聴取等の結果を受けて行われた審査委員会において、明らかに談合の事実があったと認められ、審査委員会が契約締結を行うべきでないと判断した場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める対応を行うものとする。

- (1) 報告書の作成 審査委員会での審議を踏まえ、談合があると疑うに足りる事実を得た根拠内容等を談合疑義事実報告書に取りまとめるとともに、当該入札等を無効とする。

- (2) 公正取引委員会への連絡 談合疑義事実報告書により公正取引委員会へ速やかに連絡する。

- (3) 通達に基づく通知 工事請負契約にあっては、前項の公正取引委員会への連絡について、要綱及び本要領の規定に基づくほか、入札契約適正化法第10条に関する手続通達の規定による公正取引委員会への通知として行う。

4 契約担当者は、第2項第2号の事情聴取等の結果を受けて行われた審査委員会において、談合の事実があったと認められない場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める対応を行うものとする。

- (1) 誓約書の徵取 入札等参加者全員から誓約書を提出させた上、落札者（見積競争にあっては契約候補者。以下「落札者等」という。）と契約を締結する。

- (2) 公正取引委員会への連絡 前号の規定により徵取した誓約書の写し及び開札経過調書の写しを公正取引委員会へ送付する。

5 談合情報の把握が契約締結後の場合にあっては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める対応を行うものとする。

- (1) 公正取引委員会への連絡 談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ談合情報報告書により連絡し、併せて開札経過調書の写しを送付する。なお、追加的な談合情報等があった場合には、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ連絡する。

- (2) 事情聴取の実施 入札等参加者全員に対して速やかに事情聴取を行う。事情聴取の結果は、事情聴取書を作成し、その写しを公正取引委員会に送付する。
- 6 契約担当者は、前項第2号の事情聴取等の結果を受けて行われた審査委員会において、明らかに談合の事実があったと認められ、審査委員会が契約を継続すべきでないと判断した場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める対応を行うものとする。
- (1) 報告書の作成 審査委員会での審議を踏まえ、談合があると疑うに足りる事実を得た根拠内容等を談合疑義事実報告書に取りまとめる。
 - (2) 契約の解除 速やかに契約解除の手続を行う。ただし、工事又は業務の進捗状況等により、契約を解除することが適当でない相応の理由があるときは、契約を解除しないことができる。
 - (3) 公正取引委員会への連絡 談合疑義事実報告書により公正取引委員会へ速やかに連絡する。
 - (4) 通達に基づく通知 工事請負契約にあっては、前項の公正取引委員会への連絡について、要綱及び本要領の規定に基づくほか、入札契約適正化法第10条に関する手続通達の規定による公正取引委員会への通知として行う。
- (個別手続の手順等)
- 第5条 契約担当者は、公正取引委員会への連絡に関する事務手続等については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおり行うものとする。
- (1) 連絡に使用する職名等 契約事務の主管部長である管理部長名において、談合情報報告書、事情聴取書及び談合疑義事実報告書により行う。なお、公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局審査局管理企画課情報管理室である。連絡に当たって使用する文書は、別紙1又は別紙2を参考とすること。
 - (2) 連絡の時期等 談合情報への対応に関する手続の各段階に応じて行う。ただし、事情聴取から入札等までの手続を引き続いて行う場合又は事情聴取したすべての業者が談合の疑いを否定した場合は、これらに係る連絡を入札等終了後にまとめて行うことができる。なお、追加的な談合情報、入札等の取止めの決定又は入札等の無効の決定があった場合は、公正取引委員会への連絡に合わせ、手続の各段階において、事情聴取書及び積算内訳書、入札書等の写し等を送付すること。また、連絡の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、送付した資料等について的確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。
 - (3) 公正取引委員会への協力 公正取引委員会への連絡の後に、公正取引委員会から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。
- 2 契約担当者者は、入札書等、積算内訳書、誓約書等を提出させるときは、入札等参加予定者又は入札等参加者に対し、提出した書類は返還に応じない旨をあらかじめ周知する。
- 3 契約担当者は、事情聴取については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおり行うものとする。
- (1) 実施者 経理課長等とともに複数の職員により行う。
 - (2) 対象者 原則として、入札等参加予定者又は入札等参加者の契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

- (3) 実施方法 対象者全員にあらかじめ別紙3を参考に作成する事情聴取項目を通知した上で、1社ずつ呼び出し、聴き取りを行う。この際、入札等の執行前にあっては、入札等参加予定者を公表していないことに配慮して呼出しを行うものとする。
- (4) 事情聴取の日程 入札等までの期間、事情聴取の結果を受けて行われる審査委員会での審議時間、発注の遅れによる影響等を考慮し、適切に設定する。この際、必要があるときは、入札等開始時刻又は入札等の日の繰下げを行うこと。
- 4 契約担当者は、誓約書の徵取を行うときは、対象者に別紙4を書式見本として示した上で、対象者から自主的に提出させるものとする。
- 5 契約担当者は、入札等の執行後に談合の事実が明らかと認められた場合において、当該入札等を無効とする旨の注意を説明するときは、別紙5を参考として、入札の場合は注意事項の読み上げ、見積競争の場合は注意事項を記載した書面の配付を行うものとする。
- 6 契約担当者は、積算内訳書を徵取した場合において、入札会場において即時に積算内訳書の内容を確認できる場合を除き、予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者（最低制限価格を設けた入札の場合は、予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格を上回る価格のうち最低価格の入札を行った者）を落札候補者とし、最終的な落札者の決定は、積算内訳書の内容確認終了後となることを宣言して当該入札を終了させるものとする。
- 7 契約担当者は、工事請負契約について積算内訳書を徵取したときは、工事主管課の積算担当職員をもって積算内訳書の内容及び談合の形跡の有無等を入念に確認させるものとする。この際、必要に応じて、積算内訳書の内容について、提出した者から事情を聴取することができる。
- 8 契約担当者は、誓約書を提出したにもかかわらず、その後、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項若しくは第2項の違反があったときは、極めて不誠実な行為とみなし、当該違反のあった入札等参加者に対して入札等参加停止措置期間を加重して措置するものとする。

別記第1号様式（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

談合情報報告書

年　月　日

情報を受けた日時	年　月　日（　）　時　分
件　名	
入札等（予定）日	年　月　日（　）　時　分
情　報　提　供　者	・報道機関　　・匿名　　・その他 <u>役職・氏名</u>
受　信　者	
情　報　手　段	・電話　　・FAX　　・メール　　・書面　　・面接　　・報道
情　報　内　容	
応　答　の　概　要	
当該案件の問合せ先	

別記第2号様式（第3条、第4条、第5条関係）

事 情 聽 取 書

件 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容

別記第3号様式（第3条、第4条、第5条関係）

談合疑義事実報告書

年　月　日

事実を得た日時	年　月　日()　時　分
件名	
入札等（予定）日	年　月　日()　時　分
談合があると疑うに足りる事実を申し出た職員	・課名、係名、役職等
談合があると疑うに足りる事実を得た根拠	
何らかの対応を行った場合には、その内容	
当該案件の問合せ先	

※談合があると疑うに足りる事実を得た根拠となる資料等を添付すること。

(別紙 1)

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局

審査局管理企画課情報管理室 御中

荒川区管理部長

談合情報等に関する資料の送付について

荒川区の の入札等に係る談合情報等に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

(事項)

- ・談合情報報告書（写）
又は
- ・談合疑義事実報告書（写）

(別紙 2)

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局

審査局管理企画課情報管理室 御中

荒川区管理部長

談合情報等に関する資料の送付について

年 月 日付けて送付いたしました談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加送付いたします。

(事項)

- 1 事情聴取書（写）
- 2 誓約書（写）
- 3 入札等の経過を記載した調書（写）
- 4 入札等に関する連絡（無効、延期、取消し）
- 5 その他関連資料

※該当する資料を添付すること

事情聴取項目（参考例）

- 1 競争入札等に先立ち、既に落札業者（又は契約候補者）が決定している（た）との情報（新
聞情報）等がありますが、そのような事実がありますか。
- 2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ又は話し合いをしたことありますか。
- 3 あつたとすれば、どのような内容の打合せ又は話し合いでしたか。

(別紙 4)

誓 約 書

年 月 日

荒川区長 殿

会社名

代表社名

担当者名

今般の の競争入札等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、
今後とも同規定を遵守することを誓約します。

別紙 5

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札等について談合があったとの連絡があったが、荒川区競争入札等参加者心得を遵守し、厳正に入札等を行うこと。
- 2 入札等執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、荒川区競争入札等参加者心得の規定により入札等は無効とする。